平成２７年（フ）第１３８号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目20番907号サンコート浜松、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目14番４号
債務者　田口あゆみ
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛涯　梨恵
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目30番14号　ハイツふれあい102、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀1833番地の１　フォンテーヌ103
債務者　南澤　　優
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉下　龍輔
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
長崎県佐世保市早苗町510番地２、前住所長崎県佐世保市早苗町668番地28
債務者　今村　勤子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染矢　修孝
4　破産債権の届出期間　平成27年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月31日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
川崎市川崎区池上新町１―10―３、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字上之手2260番地11
債務者　田代　　幹
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　平成27年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
静岡県浜松市中区高林３丁目12番12号　第１まるけんコーポ106号
債務者　鈴木　徳夫
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　祐介
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
静岡県島田市南１丁目１番８号、住民票上の住所静岡県焼津市飯淵1168番地の７
債務者　鈴木　正治
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　祥人
4　破産債権の届出期間　平成27年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月24日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６号
千葉県東金市上谷3383番地９
債務者　鈴木　　馨
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
新潟市北区松浜７丁目23番地33
債務者　平田　寿雄
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成27年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９８号
神戸市長田区本庄町７丁目２番14―２号
債務者　上野　　力
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上谷　佳宏
4　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９号
奈良県大和高田市田井新町４番５―305号甲第ハイツ西本
債務者　若松　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
岐阜県多治見市根本町２丁目79番地　ブランメゾン根本205
債務者　伊藤　早苗
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第５７号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉２丁目６番25号
債務者　池田　篤英
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
群馬県館林市赤生田本町2632番地、前住所群馬県館林市大手町１番２号
債務者　居酒屋たかこと　原本　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４１号
群馬県太田市大原町481番地19
債務者　五十嵐義昭
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部